

杉並区会計年度任用職員(一般)

【子どもの権利相談員】

募集案内

令和7年5月1日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

| 採用区分 | | 勤務態様 | 採用予定数 | 勤務場所 |
|--------------|-----------|-------------------|-------|-------|
| 会計年度任用職員(一般) | 子どもの権利相談員 | 月16日/ 1日7時間45分 | 3名程度 | 杉並区役所 |

(2) 仕事内容

令和7年4月1日に施行された「杉並区子どもの権利に関する条例」により設置された区長の附属機関である「子どもの権利救済委員」を補佐し、子どもの権利侵害に関する救済と問題解決を図るための以下の業務(①～④)を行います。

- ①電話、手紙、メール、LINE、面談等による相談受付業務や支援業務
- ②関係機関との連絡、調整、調査等
- ③子どもの権利の保障についての普及啓発活動や資料作成
- ④その他、所属長の指示する事項

なお、相談等受付業務については、令和7年9月から受付を開始するため、7月から相談受付業務に必要な書類の作成等の事務を行ったり、普及啓発活動の企画・運営にも携わっていただいたりする予定です。

そのほか、出張(杉並区内)を伴う相談業務や啓発活動イベントへの従事など、杉並区役所以外での勤務が発生する場合があります(土日に出勤がある場合があります)。

(3) 任用期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

① 次のすべての要件に該当する方

- 1 事務処理 (Excel、Word、PowerPoint、メール等のパソコン操作を含む) について一定程度の能力を有する者
- 2 社会福祉士、公認心理師、精神保健福祉士、臨床心理士、保育士、教員もしくは弁護士の資格を有するまたは、同等の相談経験などの実績がある方


② 地方公務員法第 16 条 (以下参照) の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外) は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

資格証明書をお持ちの方は、写しを添付の上、ご提出ください。

| 申込方法 | 申 込 期 限 | 送付先・申込場所 |
|-----------------|---|--|
| インターネット | 令和 7 年 5 月 20 日 (火) まで (必着) (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) | 下記の URL・二次元コードから申込  https://logoform.jp/form/Y4gR/961601 |
| 郵送 または 持参 | | 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所 子ども家庭部管理課 子どもの権利推進担当 (東棟 3 階) |

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員 (一般) 【子どもの権利相談員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

| | | |
|------|---|--|
| 方 法 | 書類選考 | 所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。 |
| 合格発表 | 合否にかかわらず、令和7年5月28日（水）までに第一次選考受験者に結果通知を送ります。 | |

【4】 第二次選考

| | | |
|---------------|---|------------------------------------|
| 日時・場所 (予定) | ○令和7年6月3日（火）18時30分から20時までの間 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします) ※応募者多数の場合には、6月2日（月）～6日（金）までの期間に実施となる場合があります。 ○杉並区役所本庁舎 | |
| 方 法 | 面 接 | 会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。 |
| 合格発表 | 令和7年6月中旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。） | |

【5】 報酬・手当

月額 248,928円（令和7年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

◇ 勤務日・勤務時間は、以下（1）（2）の期間により異なりますが、いずれも月16日勤務です。

（1）令和7年7月1日から8月31日までの期間

○勤務日は原則として月曜日から金曜日までのうちの4日間です。

ただし、土曜日・日曜日・祝日法による休日に勤務日となる場合があります。

○勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。

（休憩時間は別途60分）

（2）令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間（相談・救済業務開始後）

○勤務日は、月曜日から土曜日までのうちの4日間です。（原則土曜日は、出勤となります。）

ただし、業務内容によって、日曜日・祝日法による休日に勤務日となる場合があります。

○勤務時間は原則として午前10時30分から午後7時15分までの1日7時間45分勤務です。
(休憩時間は別途60分) また、土曜の勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分
までの1日7時間45分勤務です。(休憩時間は別途60分)

- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
(ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。)

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区役所 子ども家庭部管理課 子どもの権利推進担当

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL: 03-3312-2111 (代表) 内線1356

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>